

## 魚津市自治基本条例検討市民会議（第4回）会議録

日 時 平成29年10月6日（金）

午後5時から6時10分まで

場 所 魚津市役所 4階 第一委員会室

出席者 委員：山根拓 浦田孝子 鍼田隼平 谷口清高 内海三佐雄 松原勇  
吉浦由雄 稗畠由美子 稲場雅敏 潮由加子 濱浦幸泰 田中豊子  
(12名・敬称略)

市 長：市長 村椿 晃

事務局：企画総務部長 川岸勇一 地域協働課長 吉崎敏  
協働推進係長 清水悟史

### <司会・地域協働課長>

#### <1. 開会 座長あいさつ>

(座長) この市民会議は、今回は4回の会議ということで、まとめの会議となります。このあと皆様にご検討していただくことがあります、忌憚のないご意見をいただきたいと思ひます。ご協力をお願いいたします。

#### <2. 前回会議録の承認について>

(座長) それでは、会議を進めてまいります。まず最初に2. 前回会議録の承認についてであります。会議録については、事前に事務局より送付しております。特に、訂正等がないようでしたら、この内容で承認してよろしいでしょうか。

(意見なし)

(座長) 特にご異議がありませんので、会議録についてはこの内容で承認いたします。

#### <3. 議題 最終報告書(案)について>

(座長) 次に3. 協議事項に移りたいと思ひます。最終報告書(案)について、この後、市長へ「最終報告書」を提出するにあたり、最終確認をしていきたいと思ひます。事務局より説明をお願いします。

(資料1について事務局より説明)

(座長) それでは最終報告書(案)について、審議したいと思ひます。

では、報告書について意見を伺い、付け加えるべきコメントがあれば修正し、報告書を完成していきたいと思ひます。全体を通して、ご意見ご質問があれば、どなたからでもご発言ください。

(委員) 5ページの「市において条例の見直しを検討されたい。」とありますが、この条例

は自治基本条例の事ですか。

(市) はい、そうです。

(委員) それなら、市民会議において第 25 条、第 26 条の改正案を作らなくても良かったのではないのでしょうか。

(市) 今回の条例の改正は、第 25 条、第 26 条につきましては見直しをすることといたしまして、市民会議のなかで改正案を考えていただきました。第 27 条につきましては、パブリックコメントの意見の追記を市民会議として認めていただくという形で、条文の案文までは載せず、市において改正案を考えるという形にさせていただいたところであります。

(市) 第 27 条については、事務局からの提案という形をとらせていただきました。今回提案した内容で、意見を取り入れた結果、P8 のように改正案を載せていくことで了解いただければ、そのように修正する方法もあります。

(座長) 今の説明にもありました、2 通りの方法があります。

(市) 市民会議として議論いただいた結果を踏まえて、報告書を修正させていただきたいと思っています。

(座長) 具体的な改正案を出すことも可能ということですか。

(市) はい。そうです。

(委員) 一番最初の会議でも聞きましたが、この市民会議で条例の修正案まで作りなさいよと言われて作業してきました。しかし、「市に委ねる。」と言うことになると、最初から長々と会議をしなくてもよかったことになります。

(市) 今回、急ぎよこのような見直しを行ったことから、このような形を提示させていただいたところであります。しかし、本来のルールであれば、委員の言われたように、ここで議論いただいて、改正後の条文まで踏み込んでまとめていただきたいと思います。

(委員) 今の市からの返答について、委員の質問の答えになっていますか。少し違和感があり、歯切れが悪いと感じます。

(委員) 改正案を出すのならすべて出さないといけないし、出さないのならすべて出さないようにしなければならぬと考えます。

(委員) 「条例改正の具体的な検討」をなくすと、その後の「地域コミュニティ図」の説明ができない。

(市) 「条例改正の具体的な検討」の削除はないと思います。

(座長) 第 27 条の修正について、報告書で具体的な修正案を出すのかどうかということですね。最初の事務局の提案は、パブリックコメント等の意見を踏まえて、市の方で修正するというところでよろしいですか。

(市) 具体的に説明させていただきますと、第 27 条第 3 項、現行は「市民は、自ら災害等に備えるよう努めるとともに・・・」となっているところを、「市民は、地域防災への意識の向上を図るためにも、県・市・地域防災会が主催する防災訓練への参加を通して、自ら災害等に備えるよう努めるとともに・・・」というように、防災訓練等への参加を強調させる

言葉を入れてはどうかといったパブリックコメントの意見だったので、このような改正案を委員の言われたように、「条例改正の具体的な検討」に市民検討会議の意見としてこの改正案をいれることができれば、整合性は取れるというのが第2案であります。

事務局で考えた最初の案については、パブリックコメントの内容をそのまま採用して追記するということなので、あえて「条例改正の具体的な検討」に載せなくてもいいのではないかと整理をさせていただきました。

(委員) これは私の意見であり、委員の皆さんがこれでよければというのであれば、特に反対はしません。

(座長) 第27条を見直すことについては、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

(座長) あとは報告書へ記載についてとなりますが、最初の案である事務局提案でよろしいでしょうか。ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

(市) 報告書の中で、「市に委ねる。」の部分に違和感があります。パブリックコメントは、「地域防災への意識の向上を図るためにも、県・市・地域防災会が主催する防災訓練への参加を通して、」の表現を明確に打ち出そうという提案ですので、市民会議でこの提案について合意いただけるのであれば、事務局の方で「条例改正の具体的な検討」に条文の修正を提言しますといった内容に修正させていただきます。

(座長) 具体的には、資料1のP8に(3)ということで加えていくということですね。

(市) はい。本日すぐに修正することはできませんので、後日修正した報告書を委員の皆さんに送付いたします。

(座長) この件については、これでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(座長) ほかに何か意見がありますでしょうか。

(委員) P9の地域コミュニティ図について、事業所をこの図に入れてほしいと言っておりました。事業所には教宣活動できる組織がある。この図に事業所が入ったことで、私はどうのように解釈すればいいのか、どうPDCAが回されるのか事務局の言葉で教えてもらいたい。組織力を利用できる組織を持つのは、事業所か商工会議所ぐらいしかないと思います。

(市) この図については、市民にもわかりやすいように図示したらどうかとの意見から、作成し提示させていただきました。地域振興会の中には、今回「自治会」、「地域活動団体」について定義していただいたところでもあります。一方、第9条で、事業者の役割についてもはっきり打ち出しています。第9条「事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、及び地域社会との調和を図ることにより、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。」と規定されており、この条例に基づいて事業者についても市民の一員として位置付けています。この図では、事業所は地域振興会の中に入っていますが、地域振興を図る事業者も担っていただいている、事業所も一体となって取り組んでいただいている意識でこのような図を作成しました。

(委員) 前の図では、地域振興会の中に公民館と事業所が入っていました。しかし、今回は公民館が入っていませんが。

(市) 前回の市民会議で、公民館を入れると紛らわしくなるのでは外しましょうと決めていただいたことから、今回は外しております。

(市) この図について、試行錯誤しながら作成しております。今回は地域振興会の中に事業所を入れておりますが、事業所は事業所として第9条の規定の意義からすると、地域振興会の外枠で明記する方法もあると考えています。

(市) 条例では、事業者は市民の中に入っているのですが、この図はある意味正しいですが、地域振興会の中に完全に入っているのはどうかとの意見もあるかと思えます。

(委員) 地域振興会から、自治会、地域活動団体へ事業がおりていくのでいいのですが、ここに事業所が入ると少し疑問がある。

(委員) この図は、望ましい形だと思います。

(委員) 図の事業所に役割を明記したらどうか。

(市) 第9条の役割を明記します。

(座長) 前回から今回の図は書き方など変わりましたが、これについて、意見はありませんか。

(市) 前回よりも見やすくなりました。事業所の明記については、特にこだわりはありませんが、これは将来の希望の図と思っております。いろんな意味で事業所に声掛けして、地域振興会を発展させていければと思っております。

(委員) 事業所が地域に参加することはもっともなことと思っています。私が事業所にいた時も、なにかしなければならぬのではないかという思いが強かった。

(座長) 地域コミュニティ図については、事業所の部分に役割を具体的に明記していくことをお願いいたします。他にはご意見ありませんでしょうか。

(委員) 以前出した意見が、1点だけこの報告書に反映されていないのでお聞きします。魚津市行政組織規則の中で、「住民自治」という字句が使われています。自治基本条例では、「市民自治」の字句を使用しているのですが、整合性をとる必要があるという意見ですがどうでしょうか。

(市) いただいた意見については、直接自治基本条例に関するものではなかったため、報告書には載せていませんでした。魚津市行政組織規則についてはこの条例とは別に協議していく予定であります。

(委員) こちらとしては、そういう認識でおりますので、忘れないようにしていただきたいと思えます。

(座長) この意見については別途、対応してください。

それでは、第27条と地域コミュニティ図について、原案を修正することを確認したということよろしいでしょうか。

(異議なし)

(座長) それでは修正を加えたものを、報告書としてすることとします。

#### < 4. その他 今後の予定について >

(座長) 4.その他の今後の予定について、事務局より説明をお願いします。

(資料2について事務局より説明)

(座長) 事務局からの説明について、ご不明な点などありましたら、どなたからでもご発言下さい。今後のスケジュールということで、年内に、議会に条例改正案を上程するところまで考えているということですね。条例の見直しの検討については、本日で最後ということでもあります。

(委員) 今の議論の中で、報告書の修正がありましたが、最終的な報告書は郵送などでいただけるものでしょうか。

(市) 修正した報告書については、委員の皆さんにお送りしたいと思います。

(市) (案) をとったものをお送りします。HPでも載せていきたいと思います。

(座長) ご意見がないようでしたら、これで終わりたいと思います。皆さんのご協力により、無事会議を進めることができました。ありがとうございました。

それでは、ここからは事務局へ進行をお返しします。

#### < 5. 最終報告書の市長への提出 >

(市) 山根座長、どうもありがとうございました。5.最終報告書の市長への提出に移りたいと思います。本来でしたら、修正した報告書を提出するところですが、修正に時間がかかることから、今現在の報告書を提出したいと思います。まず、それでは、山根座長から本会議の総括をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(座長) 委員の皆様におかれましては、4回にわたる検討会議にご出席いただき、誠にありがとうございました。活発なご議論をいただき、有意義な会議であったと思っております。全体の総括ということで、私の方から少し話をさせていただきます。

市民会議において、条例の本文すべてを検証していただいた結果、条例本文について第25条と第26条、そして今日議論しました第27条、そして地域コミュニティ図を修正するという意見でまとまったところであります。

第25条については、地域コミュニティの定義として、「自治会」、「地域活動団体」、「地域振興会」について定義付けをしました。その中で、とりわけ大きな論点となったのは、「地域振興会」についてでありました。地域で活動する自治会や各種団体等が一体となってまちづくりに取り組む「地域振興会」が市内13のすべての地域において設立され、活動が進んでいます。その取り組みに相応しい定義が必要と考えられることから、関係条文の修正を提言しました。

また、第26条については、市は、平成28年度よりまちづくり交付金を「地域振興会」に交付、支援をおこなっております。これによって地域コミュニティの活動を支援する規

定が必要と考えられることから、条文の修正を提言しました。

魚津市自治基本条例施行から6年が経過しますが、魚津市における条例の認知度が低いと委員全員が感じております。このような現状ではありますが、地方分権が進み、この条例は市民自治の確立を図ることを目的として制定されました。本条例は市民が認識すべき重要な条例であり、市民が本条例を通して、市民自治への関心を高める必要があります。あらゆる広報媒体、あるいはいろいろな仕掛けを駆使し、条例の普及に向けた取り組みが行われることが必要です。

今後は、さらなる参画と協働の推進に努め、市民や市への自治基本条例の理念の浸透、認知度の向上を図り、市民が主役のまちづくりの実現をめざしていただきたいと思います。

今、日本は全般に人口減少等によって縮小している傾向にあります。残念ながら魚津市も例外ではないと思います。そうした中で、市民の主体的なまちづくりへの参画や地域社会の維持への取組ということが、重要な課題になっていると思います。そうした意味で、ここに参加された皆様だけではなく、地域の人たちと協働しながら地域を維持していく、あるいはできれば活性化していくコミュニティを従前の形で機能させていくことに結びついていく試みが求められていくのだろうと考えています。全体として、魚津市自治基本条例につきまして、検証した結果を取りまとめましたので、ここに報告します。市におきましても、市民会議における報告内容を十分に尊重したうえで、引き続きご検討いただきますようお願いいたします。

(課長) それでは、報告書の提出を座長から市長へお願いします。

(報告書の提出)

(課長) ありがとうございます。ここで、村椿市長よりごあいさつ申し上げます。

(市長) 一言御礼のご挨拶をさせていただきます。市民会議の委員の皆さんどうもありがとうございます。今回わがまを申し上げまして、検討の段階から見たいということで参加させていただきました。大変良かったと思います。皆さんの熱意、真剣な議論の様子を見ることが出来ました。感謝をしております。

自治基本条例、まさに市民自治を形に表す条例ですが、私はこの出来上がった改正案文というよりは、検討過程そのものが市民自治をテーマにした条例に相応しい議論がなされたのだと、市民の皆さんに伝えていきたいと思います。それが大事だと思っています。その上でしっかり地域でこの条例の精神の共通理解をする、もっといえば条例ができただけでは何もならないので、これを基にした主体的な地域活動が行われる魚津市というものを目指していきたいと思います。

先ほど委員がおっしゃいましたけれども、当初から私、事業所なり企業の参画というものを強く意識してお願いをしておりました。人口減少社会にありまして、支え手が減っていく中で、企業や団体というのは重要なプレーヤーであると思っておりますので、しっかりとそういった方々も地域振興の一員としてワークする姿をめざしていきたいと思います。

先ほどの危機管理についての改正点については、私が急に言い出したものですから、皆

さんにご迷惑をお掛けしましたけれども、定義だけの改正では少し寂しいと、ぜひこういった時代に住民が協働意識を持って取り組めるような何かを入込みたいということがありまして、検討をお願いした次第であります。そういったものも入込んで最終形は今日できたという形で、皆さんにまたご案内しますのでその点ご理解いただければと思います。本当にありがとうございました。何回お礼を言っても尽きないわけですけど、今後ともまたご指導いただければと思っております。どうもありがとうございました。

(課長) ありがとうございました。以上をもちまして、本日の魚津市自治基本条例検討市民会議を閉会させていただきます。5月の第1回から本日まで、慎重なご審議をしていただき、誠にありがとうございました。本日、無事に報告書を提出していただきましたのも、ひとえに委員の皆様のご努力に尽きるものと思っております。事務局としても感謝を申し上げます。ありがとうございました。

(閉会)